

## 国籍証明書の交付申請

小型船舶の登録等に関する法律第 25 条

(総トン数 20 未満の日本船舶)

### 【申請対象者】

日本船舶である小型船舶の所有者(又は代理人)

### 【提出時期】

日本船舶である小型船舶を国際航海に従事させようとするとき

### 【申請書様式】

国籍証明書交付申請書〔様式第 21 号(第 40 条関係)〕

### 【添付書類】

《船舶所有者が個人の場合》

- ・住民票の写し

《船舶所有者が株式会社又は有限会社の場合》

- ・商業登記簿謄本
- ・社員総数の 2/3(代表者は全員)の住民票の写し

### 【手数料】

- ・国籍証明書の交付手数料(小型船舶登録規則第 47 条)

3,250 円

※所定の様式〔第 26 号様式〕(第 47 条関係)に収入印紙を貼付

### 【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)

又は、運輸支局(事務所)

### ※備考

交付又は前回検認を受けた日から起算して 6 年を経過する日までに検認を受けなかった場合は効力を失い、返納する必要があります。

記載事項に変更があった場合は書換、滅失等による再交付の手続きもあります。

検認、書換、再交付にかかる申請手続き等についてはお問い合わせください。